



国土交通省令第168号の2
平成19年3月28日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部整備課長



「優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について」の一部改正について

平成18年12月25日付け「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における具体的施策として、「今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、例えば指定要件の緩和などを含め具体的方策を策定し、その着実な実施を図るべきである。」とされ、翌日の閣議決定において「『具体的施策』を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組む」こととされました。

このことを踏まえ、今後、自動車の安全性確保と環境保全に支障を来すことが無いよう十分に配慮しつつ、指定自動車整備事業者の指定に係る基準（指定自動車整備事業者の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2種整備工場）の認定に係る基準を含む。）の見直しを行うこととし、工員数要件を「5人以上」から「4人以上（ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）」に緩和（他通達により規定）するとともに、現車作業場で行うことが可能な検査に、可搬式の機器である音響計及び黒煙測定器を用いて行う検査を加えることとしました。

上記の理由により、「優良自動車整備事業者の1種整備工場及び2種整備工場の認定の取扱等について」（平成7年3月27日付自整第68号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成19年4月1日から施行することとしましたので、貴会会員（組合員）に対して周知徹底方お願いします。